

当会会員の刑事事件判決確定に関する会長談話

令和3年4月28日に強制性交等致傷罪等で起訴された当会会員について、千葉地方裁判所において実刑判決が言い渡された後、東京高裁での判決を経て、上告棄却の判決に基づき、令和5年8月5日に判決は確定したとの報に接しました。判決確定により当該会員の弁護士としての資格は失われました。

当会としましては、改めて被害者の方々に深くお詫び申し上げるとともに、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする職にある者として、今後このようなことのないよう会員に自戒を促し、社会的信頼の回復に取り組んで参ります。

令和5年8月22日

千葉県弁護士会

会長 菊 地 秀 樹